

東大阪市街かどデイハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内に居住する在宅の高齢者等に、地域における介護予防拠点として、住民参加によるきめ細やかな介護予防・生活支援に資するサービスを提供するとともに、高齢者等が気軽に参加できる居場所づくりを行うことで、高齢者等の自立生活を支え、地域福祉活動の向上を図るために実施する東大阪市街かどデイハウス運営事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施団体)

第2条 本市は、地域で高齢者の自立生活を支え、地域住民の福祉活動を促進し、住民主導の特長を活かした活動や、地域における身近な介護予防拠点、地域のセーフティネットとしての活動に取り組む住民参加型非営利団体(以下本条において「非営利団体」という。)を支援するため、本市で活動する次の各号のいずれかを満たす非営利団体にこの事業を委託するものとする。

(1) 法人格を持たない住民参加による民間非営利団体

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき法人格を取得した団体

2 本市の委託によりこの事業を実施する非営利団体(以下「実施団体」という。)は、地域住民の福祉活動を促進する目的に鑑み、街かどデイハウス運営に必要なスタッフを地域住民から広く確保するとともに、同一親族の者が運営に携わる場合にあっては、同一親族以外の者が過半数以上でなければならない。

3 非営利団体又はその構成員が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該非営利団体は実施団体となることできない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(対象者)

第3条 この事業のサービスの対象者は、本市内に居住し介護保険法に基づくサービス(以下「介護サービス」という。)を利用していない65歳以上の高齢者とする。ただし、介護サービスを利用した者であっても、最後に介護サービスを利用した日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日の翌日からこの事業のサービスを利用できるものとする。

(利用者の利用時間の制限)

第4条 この事業のサービスを利用する者(以下「利用者という。」)の1週間あたりの利用時間(第6条第1項及び第3項のサービスに係る時間)は12時間を限度とする。

(実施施設)

第5条 実施団体は、次の各号のすべてに該当し市長が適当と認める施設をこの事業を行うための施設(以下「実施施設」という。)として定めなければならない。

- (1)利用者の安全が十分に確保されていること。
- (2)利用者全員が一箇所に集まって介護予防活動のできるスペースがあること。
- (3)利用者の利便、安全及び保健衛生に十分配慮されていること。

2 実施施設は一つの建物の全部又は一部でなければならない。ただし、前項各号のすべてに該当し市長が適当と認める場合は、複数の建物を一つの実施施設とすることができる。

(サービスの内容)

第6条 この事業のサービスの内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)必ず実施すべきもの

- ア 給食
- イ 健康チェック
- ウ 介護予防活動

(2)必要に応じて実施するもの

- ア 趣味・創作活動
- イ レクリエーション活動

2 実施団体は、前項のサービスを実施していない日又は時間帯において、事前に市長の承認を受け、利用者の増加を目的とする地域交流等の活動を行うことができる。

3 実施団体は、第1項のサービスを実施していない日又は時間帯において、事前に市長の承認を受け、利用者の定着を目的とする行事等の活動を行うことができる。

4 実施団体は、介護予防につながる効果を把握し、多様かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

(サービス実施基準)

第7条 この事業のサービスは、原則として9時から17時の間で次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1)実施施設を週3日以上かつ1日あたり4時間以上開所し、前条第1項に規定するサービスを実施すること。

(2)サービスの実施日において、その日の利用時間が4時間以上であること及び給食の提

供を受けていることのいずれにも該当する利用者が5人以上であること。

(3) 介護予防活動は1日2時間以上とし、実施する時間及び対象者を特定すること。

- 2 実施団体は、利用料を利用者から徴収すること。
- 3 実施団体は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- 4 実施団体は、感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講じること。

(事業費等)

第8条 事業費は次の各号とし、各基準額等については別に定める。

- (1) 家賃
 - (2) 光熱水費
 - (3) 活動費
 - (4) 介護予防費
 - (5) 給食費(食材料費)
- 2 前項第1号に規定する家賃は、実施施設のうちこの事業の専用部分に限り支払対象とし、当該専用部分は、事前に市長の承認を得たときを除き、この事業以外の目的に使用してはならない。
 - 3 市長は、毎月実施団体の請求により、家賃及び光熱水費は実費相当額を、活動費は利用者の利用時間のうち実施団体が介護予防活動を実施した時間帯を除いた時間に応じた額を、介護予防費については介護予防活動の利用者数に応じた額をそれぞれ委託料として支払うものとし、月において委託料の限度額を設け、その額については別に定める。
 - 4 実施団体が第6条第3項に規定する活動を実施した場合、活動費を利用時間に応じて委託料として支払うものとし、その額については前項の活動費の規定を適用する。
 - 5 実施団体が次の各号に掲げる活動を実施した場合、委託料にそれぞれ当該各号に定める加算を行い、その額については別に定める。
 - (1) 第6条第2項に規定する活動 交流事業加算
 - (2) 地域包括支援センターや校区福祉委員会、老人クラブ等との連携の強化に資する活動 地域連携加算
 - (3) スタッフの資質向上のための研修 研修加算
 - 6 1開所日あたりの平均利用人数が5人に満たない月については、委託料を減額し、減額の基準は別に定める。ただし新規及び正当な理由がある場合は除く。
 - 7 利用者は、利用料として市長が別に定める額及び給食費として実施団体が定める額を実施団体に支払わなければならない。ただし、利用者が生活保護受給者である場合は、当該利用者の利用料は無料とし、市長は、当該利用者の利用料に相当する額として市長が別に定める額を委託料として実施団体に支払う。
 - 8 市長は、実施団体に事業開始年度に限りこの事業に必要な初度設備費を委託料として支

払うものとし、その限度額は別に定める。ただし、過去に市から同様の補助等を受けている場合は除く。

(スタッフ等の配置)

第9条 実施団体は、この事業を行うため、責任者及び会計責任者を各1名以上置くとともに、サービスの提供にあたり十分な数のスタッフを配置しなければならない。

- 2 前項に規定する責任者と会計責任者とは、それぞれ相互に兼ねることができない。
- 3 実施団体は、サービスの提供にあたり、次の各号に掲げる開所日ごと又は第6条第3項の利用者数に応じてそれぞれ当該各号に掲げる人数の東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修修了者、大阪府街かどデイハウス基礎研修修了者、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者のいずれかに該当する専従のスタッフを配置しなければならない。

(1) 利用者の数が15以内の場合 2以上

(2) 利用者の数が15を超える場合 2に、利用者数から15を減じた数を15で除した数を加えた数以上(その数に1未満の端数が生じたときには、これを切り上げた数)

- 4 実施団体は、スタッフとして従事する者の氏名及び資格等並びに活動する曜日及び時間を市長に届け出なければならない。

(事業の終了)

第10条 実施団体は、やむをえない事情により事業を終了しようとする場合は、終了予定日の6ヶ月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 名称、住所、その代表者の氏名
- (2) 終了予定日
- (3) 終了する理由
- (4) 利用者への説明及び対応方法

(申請及び決定等)

第11条 この事業のサービスを受けようとする者(以下この条において「利用希望者」という。)は街かどデイハウス事業利用申請書(様式第1)(以下「申請書」という。)を福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出し、所長はこの要綱に基づき決定もしくは却下し、決定する場合は街かどデイハウス事業利用決定通知書(様式第2-①)により、却下する場合は街かどデイハウス事業利用却下通知書(様式第3)によりそれぞれ通知するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により利用決定した者について街かどデイハウス事業利用決定通知書の写しを利用する実施団体に送付するものとする。

(利用中止等)

第12条 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合又は利用を中止する場合は、街かどデイハウス事業利用中止届(様式第6)を所長に提出しなければならない。

- (1) 介護サービスの利用を開始したとき。
- (2) 他市へ居住したとき。
- (3) その他利用を継続できない事由が生じたとき。

2 所長は、利用者から前項の規定に基づく届出があったとき又は利用者が前項各号の規定に該当すると認めた場合は、当該利用者の利用の中止を決定するものとする。

3 所長は、前項の規定により利用の中止の決定をした場合は当該利用者に対して街かどデイハウス事業利用中止通知書(様式第4)により通知し、その写しを当該利用者が利用していた実施団体へ送付するものとする。

(変更等)

第13条 利用者は、申請書の内容に変更があったときは所長に街かどデイハウス事業変更届(様式第5)を提出するものとする。

2 所長は、生活保護の受給又は廃止により利用料の変更が判明した者に街かどデイハウス事業利用変更決定通知書(様式第2-②)により通知し、その写しを当該利用者が利用している実施団体へ送付するものとする。

(禁止行為)

第14条 実施団体は、この事業を利用して次の各号の行為を禁止する。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動

(関係書類の整備)

第15条 実施団体は収入及び支出についての証拠書類、業務日誌等を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(細目)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱に対する国及び大阪府の補助制度の見直し、又は廃止が行われたとき

は、その委託状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による委託料の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

3 東大阪市街かどデイハウス支援事業費助成金交付要綱(平成 11 年4月1日施行)は廃止する。

4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業内容、又は閉所時の費用及び事業継続に必要な費用については、第 6 条及び第 8 条の規定にかかわらず、協議の上決定する。

附 則

この要綱は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日から令和3年3月31日までの間、第6条第1項第1号ウの規定にかかわらず介護予防活動は曜日を特定して週3回以上実施するものとする。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。